

第4回埼玉県生物多様性保全戦略改定検討委員会 議事録

日 時 令和6年1月19日(金) 13時30分～15時30分
場 所 埼玉県県民健康センター 大会議室B (※オンライン(zoom)併用)

◎開会(司会)

定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は皆様御多忙のところ、第4回埼玉県生物多様性保全戦略改定検討委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

会議開会にあたり、2点お願い事項がございます。1点目ですが、議事録作成のため、これまでと同様に本会議は事務局にて録音させていただきますので、御了承いただきますようよろしくお願いいたします。続いて2点目です。オンライン出席者の皆さまに対するお願いです。回線負荷軽減及びハウリング防止のため、発言時以外は「カメラはオフ、マイクはミュート」としてください。発言される場合は、画面下のリアクションボタンでお知らせください。委員長から指名を受けた後、「カメラオン、マイクオン」として、御発言をお願いします。会場音声が聞こえない、接続トラブルが発生した等、会議出席上の不具合が発生した場合は、チャット機能か、事前にお知らせしております当日連絡用電話番号により事務局あて連絡をお願いします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

はじめに、埼玉県環境部副部長の佐藤から御挨拶申し上げます。

◎あいさつ

(佐藤副部長)

皆さまこんにちは。環境部の佐藤でございます。

本日は大変お忙しい中、第4回埼玉県生物多様性保全戦略改定検討委員会に多くの委員の皆さまに御出席いただき誠にありがとうございます。

これまで3回にわたって多くの御意見をいただきながら素案を作りまして、おかげさまで昨年11月15日から約1か月県民コメントに進むことができました。本当にありがとうございます。県民コメントにつきましては、この後、結果及びそれに対する対応を御説明させていただく予定ですが、120件と多くの御意見をいただいております。今世界的にも生物多様性に対する注目度が高まっているところですが、県民の皆さまにも一定の関心を持って御意見を寄せただけなのかなと思います。

本日これから御説明する対応案などについて、当初は書面開催という可能性もありましたが、これまでの状況も踏まえ、可能であればお集まりいただいてもう一度対応案について御意見いただきたいということで、多くの委員の皆さまに御出席いただいております。本当にありがとうございます。

この後関連な審議、御意見いただきたいということと合わせまして、この後のスケジュールとしては、本日の御意見を踏まえ最終的な形を県議会に報告し、最終的には知事決裁を経て年度内の戦略策定となります。ようやくゴールが見えてきたところでございます。そうなりますとその先は戦略に基づいていよいよ実際の色々な取組を、皆さまに引き続き応援いただきながら、まさに実行していく段階に入ってまいります。せっかく本日多くの委員にお集まりいただいておりますので、できましたら今後の実行を見据えた御意見もあわせていただければ大変ありがたいと思います。

限られた時間の中ではございますが、御意見をいただきながらしっかり進めていきたいと思っておりますので、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、米林委員長から御挨拶をお願いいたします。

(米林委員長)

本日は予定になかった対面の会議になりましたが、前回までに委員の皆さまの御協力のおかげで案を作成することができました。それに関する県民コメントを受けて最終的な案の方針をこの会議で完成版という形にまとめることができればと思いますので、御協力よろしくをお願いいたします。

◎議事(1) 次期埼玉県生物多様性保全戦略(最終案)について

(司会)

それでは次第3議題に移ります。

ここからの進行は、米林委員長にお願いします。

(米林委員長)

それでは次第に沿いまして「議題(1) 次期埼玉県生物多様性保全戦略(最終案)について」ということで、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(資料に沿って説明)

資料1-2「次期戦略(最終案)(見え消し)」

最後に皆さまに報告となります。本日平尾委員は所用により御欠席となっておりますが、御意見の有無について確認しております。平尾委員からは、「最終案や県民コメントへの対応について特に意見はありません」と回答いただいておりますので、この場で事務局から報告させていただきます。

(米林委員長)

委員の皆さまには資料を事前配布してありますので、事前に一応御覧になっているかと思えます。ただいまの説明で触れられなかった点も含め、何か御意見があればいただきたいと思えます。

(前田委員)

まず、この最終案と県民コメントで出た意見に対する県の考え方の案の中で、いくつか誤っている箇所が見受けられましたので、その部分はやはり最終案に正しい形で反映していただきたいと思ひまして今からいくつか述べさせていただきます。

初めに、資料1-4 県民コメント意見と県の考え方(案)の5ページ目 No. 24 です。これは最終案 28 ページの水面・河川・水路の現況についての意見となっておりますが、端的には、県の河川、水辺環境について現況の記載が欠けているという内容です。それについてここに書いてありますということで、確かに書いてありますが、その内容がですね。県民コメントの前にも、私から別途文書でこう直した方が良いのではないかと出させていただきましたが、それを改めて申し上げますと、まず冒頭が集中豪雨の話から始まっていますが、これはこの段落最後に書いてある流域治水と関係する話ですので、集中豪雨云々というのは冒頭ではなく流域治水のところにくっつける形にすると良いと思います。

それから、課題のところ、人工構造物で云々と書いてありますが、ちょうど赤字訂正が入っ

ている「加えて、治水事業や利水事業等により設置された」というところです。これは治水・利水ももちろんそうですが、そこに河川の利用も含めて書いていただきたいです。その上で、それが人工構造物と書いていますが、実際は堰やコンクリート護岸、高水敷や堤防法面の人工的な整備が具体的には人工的な構造物に当たると思います。それが「今まで有していた水辺の生態系に変化をもたらす可能性がある」ではなく、実態として水辺の健全な生態系が劣化した側面があるのが現況ですので、「可能性がある」ではなくちゃんと課題として書くべきだと思います。

次に、5 ページ目 No. 25 です。本文の 32 ページを、意見を踏まえて、「人間の生活域である市街地」という表記に修正されたということですが、その前 31 ページの市街地の 2 段落目のところです。市街地というのは、公園緑地や小規模な樹林等の緑地で、そういうものが市街地にもあって、それが野生生物の生息環境にもなっているということを書いてあるとおりに、市街地であっても当然人と自然が共生するのは全く同じ話ですので、わざわざここで人間の生活域である市街地というふうを書くのは何かミスリードを招きかねないという気がします。

それと、意見の中ではムクドリについて、確かに市街地でフンによる被害が出ていることも事実ですが、一方で羽数が減っているという意見が書いてあります。ですがそれに対する回答がこの考え方の中に入っていないように思います。ですので、それは書けることを何らか回答する必要があるのではないかと思います。

続いて同じく 5 ページ目、緑の定義についての意見です。新しく用語集に、緑のひらがなと漢字の定義を付け加えましたということですが、漢字の方の定義を「樹木や樹林地などの身近な緑」と端的に書いてありますが、指標ではここには実際校庭の芝生化なども含むということになっています。これ上位計画に基づく必要があるからと。であれば、用語の定義のところにもそれを書かないと、やはりこれも実際この緑に何が含まれるかを正確には示していないということだと思います。

次に、6 ページ目 No. 29 の一番最初のところです。この県の考え方ですが、生物多様性の保全に関して明確な指標はなく、生物多様性の保全のために取るべき行動や、それによる効果の評価も難しいと書いてあります。今回県戦略の改定の時に国家戦略に基づいて環境省が戦略策定の手引きを作っています。指標カタログというものもあります。そういうものを参考にしたということは、これまでの委員会でも話がありましたので、その上でこの表記はないのではないかと思います。これを書くのはまずいと思います。同じ表記が何か所か出てきますので、それは改めていただきたいと思います。

また、8 ページ目 No. 45 です。この意見としては、ネイチャーポジティブを考えたときに、今ある自然を守るだけではネイチャーポジティブにならないので、自然再生や自然を新たに創出するといったことが必要なのではないかという意見です。それに対して、自然共生サイトが「新たに生物多様性保全が図られた箇所を含むものと考えています」と言っていますが、実際にはこれまで民間の中でそういった取組が行われてきたけれども公的な位置づけがなかったところを、今回国の方で認めていくということがほとんどのはずですが、今まで劣化した土地だったところを再生していく取組は、かなり今現況では稀だと思いますから、そういう意味でもここはちょっと事実と違う回答になっていると思います。

続いて 9 ページ目 No. 51 です。県の希少野生動植物種の条例指定種と条例に基づく保護区についての目標を決めてくださいという意見に対して、「個々の現況を踏まえ保護の必要性に応じて指定するものであり数値目標を設定することは適切でない」と書いていますが、これはやはりおかしいのではないのでしょうか。むしろ、これまでの委員会の中で、なかなかそこまでの実態が把握できていない部分もあるというふうに事務局から回答があったと記憶していますが、そういうものをちゃんと把握した上で本来は設定すべきものであって、設定することが適切でないというのは本末転倒だと思います。

次に 10 ページ目 No. 59 です。先ほども説明がありましたカワウのところですが、確かに県で協議会を設置してこれまで検討が進められています。私も委員として入っておりますが、その

中では確かに 10 年以上前の状況としては、カワウの羽数も多くて、これを減らしていきましようという目標の中でまずは被害対策が先行してきたのも事実です。ただ、近年はその計画で設定していた羽数を調査結果では下回っている状況です。そうすると計画中に書いてあるのが、被害対策だけでなく中長期の目標です。カワウは元々在来の野鳥の一種ですから、これを駆除してしまえばいいという問題ではありません。一方では、カワウはカワウでちゃんと適切に生息できる環境を保全するというのがこの計画にはありますし、あとは川の魚がいなくなったのはカワウだけのせいかと言うと決してそうではありません。ですから、この計画の中にもカワウの生息環境改善というのが入っているわけです。したがって、入れるのであればそういうことも含めて書かないと偏った表記だけをここに入れるのはおかしいと思います。

続いて 12 ページ目です。これは先ほども言いましたが、明確な指標がないというところが、やはりおかしいな表現だと思います。

その次に 13 ページ No. 78 です。森林の保護に結びつく具体的な施策及び行動が記載されていないのではないかという意見に対して、県の考え方の中で最後の方に保安林について書かれています。保安林でいたずらな森林の面積減少を防止しているとありますが、保安林がどの辺に分布しているか当然事務局の方でも把握されていると思いますけれども、大半は県の西の方の山地に係る制度であって、丘陵地や台地、低地にかかっているものではありません。そういう実態を踏まえても、これで防止していますと言うのは間違っていると思います。

続いて 14 ページ目の No. 80 です。これはメガソーラーの関係で、何らか戦略の中でも考え方を示してほしいという意見に対して、県の考え方の後半で林地開発許可のことが書いてあります。林地開発許可で実際にこういう問題が抑えられたケースは県にありますか。私はこれがなかなか機能しないという問題の話しか聞いたことがないです。そういうことから考えても、これを回答として書くのはおかしいのではないかと思います。

長くなりましたが、この本文に関係することでもありますが、私の方で少なくとも県コメの県の考え方（案）に対して正しい表記にさせていただきたいというところは以上です。

（米林委員長）

ありがとうございました。

本文を直接こう直せという指摘はあまりなかったように思いますが、県コメの意見と県の考え方（案）に関する指摘が多かったと思いますので、まず県のお考えを伺えればと思います。

（牧野委員）

ちょっと一つ質問よろしいでしょうか。大した内容ではないのですが、県の考え方（案）は、今後どういう取扱いになるのでしょうか。本人に通知されるのか、公表されるのか。

（事務局）

県民コメントへの県の考え方は、基本的にこの体裁で最終的に戦略策定と同じタイミングで公表、ホームページに掲載という形になります。

（牧野委員）

わかりました。

（事務局）

順次答えられるところからお答えします。

まず、No. 51 の希少種保護区の関係です。保護区を設定すること自体が適切ではないという話ではなく、目標を立てて、目標に沿って、この戦略で保護区をいくつ設定するといった目標を立てること自体が適切でないのではないかと考えております。もちろん個別に場所場所の必要性

を検討し、ここについては必要だということになれば設定するものであって、先に今後5年間いくつ設定するといったものではないと考えた結果でございます。

(前田委員)

その意見に対してちょっと思うところを言わせてください。本来は実態を踏まえて、ここでこの何年間にどうするというをより具体的に示すのが戦略だと思います。それが今はなかなかそこまで追いついていないから、そこまで設定するのが難しいというのが今の実情だと思います。だから、それをここまで数値目標を設定することが適切でないと書くのは違うのではないかというのが私の意見です。

(米林委員長)

主張は理解しました。であれば、適切ではないというこの言葉遣いこそが適切でないという御指摘と思います。ですので、そのところ何か上手い表現があればと思いますが、「現状では難しい」といった表現でよろしいでしょうか。

(前田委員)

そういう方が実態に合っていると思います。

(米林委員長)

県の方はそれでよろしいですか。

(事務局)

特にそういう表現であれば問題ないかと思います。どちらが先かというような話もあるとは思いますが、我々としてはしっかり現状把握にこれからも努めていきますし、その思いは同じ方向を向いていると思います。ですので、数字が先にありきで進んで行くのではなく、まずはできることをしっかりやっていきたいということですので表現は考えたいと思います。

(米林委員長)

お互いの主張は理解したつもりですので、表現を変えれば済むかなと思います。その他いかがですか。

(事務局)

カワウの関係につきましては、私も委員会に入っております。具体的にどのように書くか、前田委員の方で想定されている表記があるのでしょうか。

(前田委員)

そこまで具体的にこの文言でどうですかということまでは私も詰めて考えてはいませんが、今現状は被害対策のことしか触れられていないので、偏った表現であるということです。先ほど私が申し上げたような、一方ではカワウの適切な保全ということであったり、生息環境改善ということは県のカワウの計画に入っている内容ですから、そういったことにも触れながらバランスをとった表現にさせていただきたいということです。それで、多分ここで一つ一つ全部詰めるのは難しいと思いますから、追って適切な表現を事務局で考えていただけたらと思います。

(米林委員長)

そういう方向にしていただければ大変ありがたいと思います。ただ、一応今回が最後の会議になりますので、最終的にこれでよろしいかとお諮りするチャンスは今回が最後ということで、

その上でそういうことでよろしいですか。ではそのように。

(江村委員)

もうここまで出来上がっているということで、今さら変ですが、この意見とそれに対する県の考え方(案)は(案)がとれたものを一般公開するわけですよ。ですから結果的にはこの今作っているものを補完する形という考え方で、これをまた5年後くらいに作らなければならないということに、あるいはこれから進めるのに反映されると考えて、この県の考え方ができているという考えで良いのでしょうか。質問なのですが、文言を変えるのは、なかなか一つが変わるとあちこち変わると思いますが、今回やっている作業はそういう考えでよろしいのでしょうか。

(事務局)

今お話しいただいたとおり、完成した戦略のさらにそこで書ききれない考えも含めてこちらでまとめているという位置づけになるかと思えます。

(江村委員)

ということで、これを一つ一つやっていくと人によって生物多様性の考え方はものすごく幅がありますのでまとめるのは大変だなと思いつつ見ていました。

それから、先ほどの気象台のデータの文言のところの数字は図の方に反映するというです。図の方はまだ直っていません。

(米林委員長)

星野委員から事前に当日配布資料で御意見をいただいているかと思えますが、それに関して御説明いただけますか。

(星野委員)

今回の県民コメントはたくさん数がありましたが実際は11名、かなり専門家の方の御指摘があつて、二点気付いた点があり資料を提出しました。

一点目は、今回の策定の中で米林委員長が戦略ですよという話をされて、いわゆる戦略と戦術がある中で、戦略ですので。その細かい今後どうやるかということまで今の段階で決めきれないものを無理やり盛り込むというよりも、今後の方向性をきちんと出して、これについては具体的にさらに計画を作る、例えば野生生物の保護についてそういうものを作ってやっていくということを決めるのが戦略だと思っています。ただ、埼玉県には生物多様性計画はありませんので、逆に戦略で逃げていると思われるかもしれませんが、戦略に定めたことを実行するために計画が必要なものは定めるし、先ほどの保護区についても目標を定める必要があれば目標を定めてきちんとやっていくものだと思っています。ですので、この戦略というのはこういうものですよということを謳った方が良いということで、事務局の方で4ページの下段にそれに似たような文章を入れていただいたのですが、もうちょっとははっきり書いても良いのではないかと思います。むしろ今日は、戦略だとしたら本当に漏れているものは何なのかということ、3回で詰められなかったもので漏れているものが本当にあったり、この方向性は間違っているというものがあればまさに直すべきだと思います。

もう一点は、県民の御意見でやはり全体が何をやるか分からないというような意見がありました。今回の戦略の特徴は非常に網羅的であることですので、この図は単に目次を図的に並べただけですが、ただ目次を見るよりはこういった形の方が、こういう状況の中でこういう方向性で横断的とエリア別のものに分けて、現状と将来像とそれに係る主な取組を並べたものですよという形で理解しやすいのかなと思えました。これを例えば5ページ目に追加するなど検討いただいたらどうかというものでございます。

(米林委員長)

ありがとうございました。具体的な見やすい形で示した方が良いという御提案をいただきましたが、委員の先生方いかがでしょうか。

(片岡委員)

私もこの生物多様性戦略の概要版というか、普通に国も作っていますので大賛成で、このように見やすく模式図にさせていただけたらありがたいと思います。もう一つ加えると、この戦略には必ず目標があるので、きちんと目標についてもはっきり分かりやすく概要版の中に盛り込んでいただくと良いと思います。これは星野委員の案ではありますが、付け加えるとそのように感じました。

(米林委員長)

それでは、目標を見えやすくするという片岡委員からの御提案もありましたので、このままの形ではないにしろ、このような形で国がよくやっているように 1 枚刷りの概要版的な見やすいものを目次の後くらいに取り込むということで、詳細は事務局にお任せいただくということによろしいでしょうか。

(事務局)

片岡委員に確認させていただきたいのですが、今こちらの星野委員から御提供いただいた図に目標を書き込んだ方が良いという御提案をいただきましたが、それは指標ではなく、目標とは具体的に教えていただけますか。

(米林委員長)

あるべき姿では。

(事務局)

あるべき姿、将来像とかそういうイメージでしょうか。はい、ありがとうございます。

(牧野委員)

あまり大きなことではありませんが、資料 1-4 の 9 ページ No. 50 で、レッドデータブックを定期的に発行するとこのように言葉を入れるということで私は賛成です。賛成ですが、本当に大丈夫でしょうか。多分今この戦略を担当している皆さんは数年後にはメンバーチェンジすると思いますが、ここに書き込むということはある種の公約になります。そういう書き込まれたことを以て将来それに基づく意見がたくさん出てくる可能性があるかと思います。老婆心ながら大丈夫ですねということを確認させていただきたいです。現実には、例えば私は今植物編に絡んでいますが、最初に出たのは 1998 年で、その 7 年後に改訂し、その 6 年後にまた改訂しました。今度出るのは 13 年ぶりになります。7、6、13 という間隔が定期的と言えるかどうか。そういうイメージの質問は今後これが発表されると出てくる可能性があります。ただ、他の県と比べると埼玉県はかなり積極的にやっている県であるというのは事実としてそうですので、そういうところをむしろ強調するような修正の方が良いのかなと思います。外野からこういうことを言うのは失礼かもしれませんが、少しそのように感じました。

それと、いつか言う必要があるかなと思いつつずっと言わずに来てしまったことがあるのですが、本文 13 ページです。生物多様性の 3 つのレベルのうち 2 の種の多様性のところですが、この「いろいろな」のところをカテゴリーを 4 つ並べています。つまり私が言いたいのは菌類の取扱いです。これをここできちんと言うとなると、今後県の政策全てにわたって菌類の取扱い

はどうかという質問が追いかけてきます。現在レッドデータブックの編纂が一応植物編ということで進んではいますが、この戦略で菌類を分けているのをしっかり明記するとなると、レッドデータブックの方も当然ながら「植物編&菌類編」というような書きぶりにしないと辻褄が合わなくなるという問題があります。そういう点についても、これもまた老婆心ながら大丈夫ですよということをちょっと発言させていただきました。

(米林委員長)

後半に関しては、別にレッドデータブックに紐づいているわけではなく、生物多様性の条約に基づいたカテゴリー分けの説明、一般的な説明というふうに御理解いただければと思います。

前半に関しては、私も牧野委員と同じ会議に出ておりますが、生物多様性センターの方から何か大丈夫だとかありますか。

(環境科学国際センター)

なかなかお答えしにくいところですが、実際今度は13年ぶりという話ですが、場合によっては10年先の話になります。ですから10年先にどういう状況になっているかがやはり大事なところで、そこまでに先生方に指導いただくことも大事だと思います。その段階で、また次の改訂が上手くいくような形が整えば、こちらとしても出来るのかなと思っています。

(環境科学国際センター)

牧野委員がおっしゃったようにレッドデータブックをこれだけ更新している県は他にほとんどないという意味では非常に貴重で、重要な事業だと思っております。むしろこういうところにある程度、定期的かは分かりませんが、書いておくことがレッドデータブックの更新に繋がるということもあると思います。なにがしかの方法で書き込んでおく、一定程度のサイクルで更新するというを書き込んでおくのは大事だと思います。

また、他の部分にもあったと思いますが、県が一定程度生物をきちんと定期的に調べる必要があるというような御意見が書かれていたかと思いますが、まさにレッドデータブックの編纂を通じてそういう作業が行われていて、生物多様性センターの情報にもなるデータとして蓄積されるという意味では、これが非常に重要な事業だと思います。

(米林委員長)

ありがとうございます。良いことなので残しておいていただければと思います。紙媒体の出版に囚われる必要はないと思いますので、ネット媒体も含めて改訂を定期的かどうかは分かりませんが、やっていただければと思います。

(碓井委員)

関連していることですが、動物編のレッドデータブックに関わった者です。動物は6年おきに1996年、2002年、2008年と3版まで来て、今あるのが2018でそこは10年、間が空きました。他の県のレッドデータブック担当者とは色々意見交換をしますが、埼玉県のこの更新パターンは非常に褒められます。なおかつ、一般書店で県民が手に入れることができるレッドデータブックというのはなかなか珍しいです。安いということと、一般書店でも手に入れられるということ。ですので、この県民コメントの中で私が思ったのは、単にレッドデータブックを更新していただくだけではなく、それがちゃんと県民に伝わるシステムがあるということが大事だということです。そういう意味で、紙媒体でなくてもという御発言がありましたが、私自身はやはり書籍としてちゃんと出していくべきだと思います。なおかつそれが一般書店で一般県民の目にも触れる、あるいは公立図書館に行けば本として見ることが出来るというスタイルが非常に大事だと思っています。そういう意味で、この県戦略の中身とは直接関係ないことも知れませんが

が、文章としてレッドデータブックを短いスパンで改訂していきながら県民にちゃんと伝わる方法で公開していく。私は単に県のウェブサイトで公開すれば良いというだけのことではないと思っています、紙レベルの公開は今でも非常に重要だと思っています。

(米林委員長)

紙レベルを否定しているわけではなく、さらに電子版があり得るかなという意味です。まだ御発言されていない方を優先したいと思いますので、奥野委員お願いします。

(星野委員)

今の件で短くよろしいでしょうか。非常に折衷案ですが、私は定期的に見直すのがまず重要で、その見直した結果発行することになるので、例えば「定期的に見直し、その結果に基づき発行する」や「必要な時期に発行する」とするのはどうでしょうか。例えば見直しは5年や8年で行って、発行は場合によっては10年になるということでも良いのかなと思います。

(米林委員長)

表現の問題ですので、少し検討させていただいて。

(奥野委員)

二つお話ししたいと思います。

今の皆さんのお話を受けてもそうですが、一番初めに牧野委員から県民コメントの活用方法をどういうふうにするか、というお話がありました。今のレッドデータブック等の発言もそうですが、できましたら可能な範囲でこの戦略の本編の後ろに付編かなにかの形でこれを載せることはできないものではないでしょうか。戦略に盛り込めなかった内容もこういうふうなもので、県民からこういう意見があったというところも担保できますし、今回の次の戦略を改訂していくときにも、そういったところは重要なポイントになってくるのではないかと思います。行政が作っている色々な戦略あるいは計画の中で、パブコメ結果などを付編のような形で出しているものはたくさんあると認識しております、そういったことも重要な取組になるのではないのでしょうか。加えて言えば、今ほど皆さんからお話があった、例えば担保しておきたい部分というところも、そういう形でもって加えることができるのではないかと思います。

それと、先ほど概要版の話がありましたが、概要版もとても重要だと思っていますが、最近色々な計画の中で「こども版」のようなものを作るケースがあると思います。児童生徒たちに対して理解を深める助けになる。そういう意味でも、あまりおおげさなものでなくて結構ですが、例えば見開きの形でもって、こどもたちが生物多様性戦略について理解が進むような形のパンフレットを同時に作成していければ良いと思います。

(米林委員長)

行政的な対応が主だと思いますので、事務局の方からお答えいただけますか。

(前田委員)

今の奥野委員の最初の発言に関係するところがあるのでそれだけお願いします。

最後に、今後の進め方のところで発言しようと思っていたのですが、ちょうど奥野委員が私も思っていたようなことをおっしゃられたので発言させていただきます。やはり、たしかに国家戦略ができてこの県戦略を見直す中で、時間的な制約だとか色々な課が関わる中で書き込めない部分があるかと思っています。5か年計画や環境基本計画に基づかないといけないだとか色々なこともありました。ですので、色々と宿題があったと認識しています。積み残した部分。ですから、奥野委員が言うようにこの考え方のところにも書いてあるし、これから検討してい

くと書いてありますので、これはやはり何らかの形でちゃんと残してオープンにした方が良くと私も思っていました。

私の提案の一つとしては、まずこの委員会の議事録をちゃんと公表していただきたいです。この考え方の中で、委員会の意見を踏まえて指標を適切に設定しましたと書いてありますが、必ずしも全部が全部反映できなかった部分もあります。それは仕方ないと思いますから。ただ、それは仕方ないとして、これで今回終わって次に生かされなかったらこれが一番仕方ないので、ちゃんと次に生きるように。色々な意見が出ましたので、これは盛り込めたけどこれは盛り込めなかったから次の見直し2026年度までにちゃんと調整していくということをきちんと整理するために、一つは議事録の公表をしていただきたいです。

できればこの県の考え方のところで上手く整理できれば良いのですが、ボリュームも結構ありますから、別途例えば委員会名として今回積み残しはこういうことです、というのを箇条書きでも良いのでこの戦略の付録としてきちんと残していただきたいです。そして残すだけではなくその後それをどう回していくのか、これも最後に言おうと思っていたのですが、この戦略を改めて見て、大きく欠けていると思ったのが、実は推進体制と進行管理です。国家戦略の中でもそういう項目を設けるようになってはいるはずですが、この中にはそれがないです。一番最後が役割分担で終わっています。県はこれをやります、自治体はこれをやりますと。ですから、そのためにも、名前を変えるでも何でもいいですがこの検討の場は今後も継続してやっていくなり何らか、庁内だけでなく外部を入れる形で。2026年度まで何もせずに改定とすると多分また同じことが起きますので、それまでにちゃんと詰めることを詰めるための場を設けることをここで担保して、この戦略はこういう形で今回出すということにするのがいいのではないかとというのが私の意見です。

(米林委員長)

では、県の考えはいかがでしょうか。

(事務局)

いただいた御意見のうち県民コメントの結果ですが、戦略を策定した暁には、県のホームページにこの計画を電子データで掲載しますけれども、この県民コメントの結果についてもあわせて掲載することとなっております。ですので、誰でも県民コメントの内容と対応について見られる形で残るようになります。

二点目に概要版、こども版というお話がありましたが、我々としてもできるだけ多くの方に今回の戦略の趣旨を広めたいと考えておりますので、どういう形にするかは未定ですが、そういう普及啓発用のものは何らかの形で作っていきたいと考えております。

前田委員からの御意見ですが、推進の部分について議事録は公開情報ですので、見られるような形で残したいと考えています。推進体制についてどのような形で外部の委員を集めて、このままこの委員会を引き続きやるのかどうか、そこまで今この場でお答えができませんが、何らかの形でしっかり推進していくための体制は考えていきたいと思っております。

(米林委員長)

県庁内の体制としては、生物多様性センターが中心となるとこの戦略でも書かれていますので。どこまでの役割があるかどうか、所掌の範囲は別として、一応そこが中心になると書き込まれているかと思っております。

(星野委員)

私も今後のスケジュールのところ提案しようと思っていたのですが、今回の戦略は国家戦略を受けて非常に色々なものを取り入れた一方で、かなり総花的になっていることも否めない

と思います。売りは何かと言うとやはり前と違うのが生物多様性センターだと思います。今委員長がおっしゃったようにこの生物多様性センターがあってしっかり推進していくことだと思いますので、センターに実際の生の声を寄せるために、ぜひ今お集まりの委員さんに生物多様性センターのサポーターという形になっていただいて定期的に指標では表しにくかった現場の実態や進行管理に関する御意見を受けて、当然会議にはみどり自然課にも入っていただいて、それでやっていくような体制が、センターの機能を実行化する上でも重要だと思います。ぜひ生物多様性センター含めて御検討いただきたいというのが私の意見です。

(米林委員長)

貴重な御意見として伺っておきたいと思いますが、生物多様性センターの方で何か短くコメントがあれば。

(環境科学国際センター)

みどり自然課と検討しながらやっていきたいと思います。

(米林委員長)

ありがとうございます。

それではオンラインで参加されている金子委員、何か御意見ございますでしょうか。

(金子委員)

特にありません。

(米林委員長)

ありがとうございます。

そうしましたら一応委員の先生方は一巡しましたが、他にありますか。

(片岡委員)

県民コメントについてはこのままオープンにされるということでしたが、市町村照会の方が3件来ておりますので、こちらの対応、扱いを伺いたいです。

(事務局)

市町村照会の方は、市町村にのみ回答するような形で考えておりまして、特に広く公表というのは今のところ予定していません。

(片岡委員)

市町村のみというのは全ての市町村でしょうか。

(事務局)

63市町村に照会して、それをまた63市町村にこのような意見が出ましたということをストックします。

(片岡委員)

ありがとうございます。

3件来ていて外来生物のことが書いてあったので、私もちょっとそこにこだわりがあって引っかかって見ていたのですが。例えば市町村意見のNo.1とNo.2に関して、県の考え方、回答の方が合っていないような気がします。私がもしこの市町村の担当でこの質問書を書いた立場と

すれば、このような回答が出てきたときに結構首をかしげるというか何かピンボケなイメージがしてしまいます。

例えばNo.1の内容で、植物の方の外来種の対策をもっとやってほしいという御意見です。実際、意見の中に「分布状況について情報収集を行い実態の把握に努めるの箇所に、ミズヒマワリ、オオフサモ、ナガエツルノゲイトウの種名を掲げるなど」と書いてあるのに対して、県の回答が「引き続き、実態把握に努めるとともに、土地所有者や河川管理者など防除を行う者に対し、情報提供や技術的助言を行っていきます」ということですが、いずれにしてもこの真意としては県がどうするのか旗振りしてほしい、あるいは背中を押してほしいというようにも捉えられ、何かこの回答があまりしっくりこないと思いました。例えば、最終案の45ページの外来生物対策のところでは、中黒の4番目や5番目で「河川における特定外来生物の駆除及び対策の必要性の普及啓発を図ります」や「特定外来生物の侵入及び分布状況について情報収集を行い実態の把握に努めます。また、県民の生命、財産に緊急かつ甚大な危害を及ぼすおそれのある特定外来生物について、県の侵入状況を監視するとともに、その防除に努めます」と書いていますので、こういうことをちゃんと回答に含めた方が良いのではないかと思います。情報提供、技術的助言を行っていきますというのがやはり後ろ向きに感じます。

No.2の方ですが、これも回答が合っていないような気がします。御意見が、被害防止策を含めて掲載してほしいという中で、県の考え方は規制内容等を広く県ホームページにおいて周知していきまるとなっています。規制内容の周知というところの「規制」とは外来生物が侵入しないための策であって、それを周知することが被害防止策なのでしょうか。被害防止とは、既に野外にいる外来種をどうしたら良いのかということだと思います。このおっしゃられている意味は、です。規制内容を広く周知していきまるとするのはちょっと回答として当たっていないのではないかと、先ほどの中黒5番目で、県内の侵入状況を監視しその防除に努めまると書いていますので、はっきり回答にこう書いても良いのではないかと思います。

最後に、このリストの作成・見直しが指標になっていますが、全般的にこのリストが外来種の被害防止の何に貢献しているのかが、ウの記述を全部読んでも分かりにくいかなと思いました。つまりこのリストという言葉が、このウの記述の中のどこにも入ってこないで、いきなり指標の中にどんと出てきます。例えばこのリストが外来生物対策の何に貢献しているかというのが記述の中にもきちんと書かれていたり、例えば希少種でしたらレッドデータブックを作りますとはっきり書いてあるわけで、そういう意味でこのリストが何なのかというのを明記すると皆さんの理解が進むのかなと思いました。

(米林委員長)

市のコメントと回答が合っていないのではないかと御指摘と、リストの役割をもう少し分かりやすく書き込めるのではないかとあるいは書き込んだ方が良いのではないかとありますが、事務局の見解はいかがでしょう。

(事務局)

市町村への回答の内容については、片岡委員のおっしゃるとおり市町村の真意はそこにあるのかなと思ってはおります。一旦こちらはいわゆる戦略に掲載するかしないかという目線で書いているところもありましたので、今お話しいただいたことを参考にそちら修正させていただきたいと思っております。

また、戦略本文の方でも確かにリスト云々の話が本文に出ておりませんので、入れ込むような形の修正を検討させていただければと思います。ありがとうございます。

(碓井委員)

今外来種のリストという話が出ましたけれども、実は外来種と一言言っても県の方が外来

種をどういうふうに見ているかというのは定まっていないと思います。現在発行されている2018年版のレッドデータブックに関わっているのですが、その調査の途中でレッドデータブックのレッドリスト種だけではなく外来種も調査してほしいと当時のみどり自然課の担当者に言われたのですが、とてもそんな希少種と外来種の調査を一緒にすることはできないと一回断りました。しかし、その時点で分かっているものだけでも良いからリストを出してほしいと言われて、とりあえず書きました。ただ実はその時点で、環境省の外来種の定義が非常に不安定でした。古くは2002年か2003年に環境省が初めて外来種というものをきちんとリスト化しようということで、とりあえずリストを環境省が発表しました。その中にはモンシロチョウも入っていました。その前から昆虫関係の学会では当然モンシロチョウは史前帰化種と定義されていたから、環境省はその辺ちゃんと理解しているのだなと思いました。ところが環境省はそのあと全部で4回リストを作り直して、最終的に2015年に出ましたが、2番目のリストからモンシロチョウは既に外されていました。つまり、史前帰化種を外来種とは見なさず外来種リストを作っていこうというふうにしたわけです。果たしてそれで良いのか。

つまり何が言いたいかというと、現時点で外来種と言うときの定義を県もきちんと持っていないといけないということです。例えば、ヤモリがいますが今あれは日本産ではないとされていますが、学名は *Gekko japonicus* です。それでいてDNAの検査結果から大陸から来た移入種だと分かっています。それではヤモリは外来種なのかということ県民が驚いてしまいます。ニホンヤモリという和名にもなっています。つまり、その辺のことから考えて、外来種と一言言っても県は何を外来種とみなしているかということからきちんと心構えを持っていないと、まともなリストを作れないと思います。我々が団体として県に提出した外来種リストはもう仕方ないですから、「埼玉県産外来種リスト(案)」としました。責任が持てないということで。つまりそのくらい外来種という言葉が包んでいるものは結構見方によって変わってくるのです。そのことを理解した上で外来種問題をきちんと議論して話を固めていってほしいと思います。

(米林委員長)

史前帰化を入れるか入れないか等色々な立場があり得ることなので、どの立場をとるのかあらかじめちゃんと決めておいてほしいという現場の強い御要望と受け止めました。

(事務局)

今回戦略でリスト作成としているのは、外来生物法で定められた特定外来生物のリストをまずは作りましょうということですので、広く外来種についてはまた考え方等を皆様方に教えていただきながら色々な施策を進めていけたらと思っております。

(米林委員長)

それではその点も含めて書き込むときに工夫していただければと思います。

(江村委員)

この外来生物対策について、私は仕事が農林関係ですので、線虫やウイルスもたくさん来ています。そういうのも含めて、外来種のために今埼玉県内だけでなく日本で大量の農薬を使っているわけです。この対策をやるとまたそこでいっぱい農薬を使って農薬会社が儲かるという世界で、なかなかここは書きにくいなと感じながら、この程度でお茶を濁すのかなと言うと変ですが、なかなかこの対策と言っても、私が日本でニュージーランド並みの検疫をするべきだと言ったときに、農水省の植物防疫課長はユーラシア大陸で、それはオセアニアではないのだからという話が出てきました。けれどもやはり日本はガラパゴスだとか、色々ありますけれども、入ってきてしまったものは仕方ないですから。私は植物防疫法に色々関係がありますが、それに絡んだ段階で20年ほど前に改定させられて、非常に軟弱な基盤になって貿易障壁だったの

を変えたわけです。この外来生物対策はその辺の入ってきてしまったら仕方ないというのが私の考え方ですから、ここにあるせいぜい県内のリストや、県民に在来種を大切にしましょうと一生懸命アピールするのがある面では対策なのかなと。なかなか難しいですが、そのような感じを持ちました。

(米林委員長)

貴重な御意見ありがとうございました。

基本的にはこの戦略で文章を書いているのは、先ほど事務局からもあったように特定外来生物をまずは念頭に置いているということで、色々な広い生物、史前帰化生物を含めた、あるいは近年のそれこそ線虫などは実際問題念頭に置いていないかと思いますが、そのように御理解いただければと思います。もしも可能であれば、この戦略の文章で扱っているのはそういうものを念頭に置いているということを手早く書き込めたら書き込んだ方が良いかと思いますが、ちょっと検討させてください。

他にございますか。

(前田委員)

今回の戦略にもっと盛り込めるのではないかと思ったことを最後に意見させていただきます。もう一度この資料1-4の意見と考え方に照らし合わせながら意見させていただきます。

一つは、7ページ目 No. 35。30by30について、自然公園を確かに環境省の方では30by30の対象としているけれども、実態としては自然公園の範囲の中で開発が行われて山林が伐採されて地形が改変されてということが起きている。そう考えるとやはりこれだけでは物足りないという意見で、私これも10月県民コメント前に文字にして事務局へ提出しています。やはりいかに土地の担保性を確保するのかというのは当然大事ですから、国家戦略の記述の中に自然公園の地種区分の格上げを検討し進めると明記されています。2回前くらいの委員会の場でも私は県立自然公園の地種区分の格上げについて国家戦略にも書いてある話だから県戦略に書けないことはないのではないかと発言しましたが、もう一回発言させていただきます。これは国家戦略にも書いてあるので、これを進めていくということは当然書けるはずだと思います。と同時に、本文38ページに30by30のコラムがあって、この一番最後のところに「30by30目標の達成に向けては、面積目標の達成に加え、保護地域やOECMの管理の質の向上を進めることも重要となります」と書いてありますが、今私が申し上げた担保が欠けています。やはり土地が担保されなければいくら管理をすと言ってもその場がなくなってしまうので意味がありません。ここにやはり、「面積目標の達成に加えて土地の担保性を確保し」という文言を入れていただきたいと思います。これは国家戦略でもその担保性は重要だということを書いてあることですから、県だけが違うことを書くという話ではないですから、これはできるのではないかと思います。

それから、資料1-4の10ページ目、これは生物多様性、環境に配慮した農業のところの意見で No. 61 です。生物多様性の保全の視点に立った農業が重要とあるが高収益が見込まれないと誰も採用しないという意見に対して、今後検討していきますということですが、現在も県内に限らず全国的に色々な地域で自然環境に配慮した農作物を求める消費者がいて、その結果付加価値が農産物に生じているということがありますので、そういう取組によって農産物の付加価値が高まってというような記述であれば今回の戦略の中に盛り込める話だと思います。

続いて、12ページ目。これは本文の57ページ中段あたりに「学校・保育園等の緑化やビオトープの整備」というところがあります。これに対して、単なる緑化ではなく地域在来種による緑化としてはどうかという意見です。別にこれによって何か義務が生じるものではなく、それを推し進めるといふ書きぶりに過ぎないわけですから、この地域在来種による緑化と書いて大きな問題はないと思いますので、これは今回反映できるのではないかと思います。

続いて16ページ目。本文の75ページ河川や水辺におけるグリーンインフラの推進もしくは

73 ページに関係するところです。この御意見は下の No. 93 も同じですが、やはりこれまで県が進めてきた川の再生に関わる事業では、私がこれまでの委員会でも申し上げたことですが、結果として川の自然が劣化しているところが多いというのが現実です。これまで上位計画でも川の再生事業を県として進めますと書いていて現実には劣化しているわけですから、今までと同じ表記ではネイチャーポジティブに当然なり得ない話です。ですから、これからは川の再生事業を進めるにあたっては、きちんと自然環境を言葉通り再生に繋がるような川の事業を進めていきますということで、踏み込んだ書きぶりにする必要がありますし、それはもともとそういうコンセプトでの川の再生事業のはずですから。これも今回反映できるものだと思います。

次に 18 ページ目。ここは割とシンプルな話ですが意見 No. 102、103、105 です。それぞれ具体的に書いてほしいという意見に対して県の考え方は、例えば一番上、コウノトリが住める水田とは鴻巣市だとふゆみずたんぼ・なつみずたんぼ云々と書いてあります。それを戦略に書いてください。県民コメント意見と県の考え方、に書くのではなく、戦略に直接書いてください。その下の都市の生物多様性のこともそうです。具体として企業敷地内の緑地や学校の緑地云々と書いていますが、これを戦略の本編に書いていただきたい。No. 105 緑化計画届出制度についての御意見も同じく、県の考え方では生物多様性保全に資するように緑化計画届出制度の運用の見直しを検討していますとなっています。これを書けばいいのではないのでしょうか。「見直します」とは書けないと思いますが、「見直しを検討する」ということは書けるはずなので。今申し上げた部分については今回の戦略に反映していただきたいです。これは積み残しの宿題ではなく今回の中に入れていただきたいという意味です。

(米林委員長)

事務局でお答えできることはありますか。

(事務局)

色々和多岐にわたる御意見をいただきましたが、一番初めの自然公園の普通地域を特別地域に変えるという御指摘は前回色々承っていたところです。原始的な自然や希少な野生動物の生息・生育についての区域というのは、自然公園や自然環境保全地域の適正な管理によって保全を図るという方針が埼玉県国土利用計画の方で定まっています。その適正な管理によって保全を図っていくという方針がございますので、まずは現在ある自然公園、自然環境保全地域の適正な管理を継続していくことが大事であるというふうを考えて、今回の県民コメントの案のような表記になっているところです。

色々御意見いただいたところではありますが、いただいた御意見について庁内で検討し、委員長にも検討いただいた上で県民コメントの対応案を作っていますので、御理解いただければと思います。

(米林委員長)

私にも言及がありましたので、私の考えを述べさせていただきます。後の方のようなあまりに具体的に書くというのは戦略になじまないかなと思いましたので表現に幅を持たせるということに関しては基本的には全て容認という形にしました。

自然環境の区域区分に関しては、県の方で現時点で対応することはかなり難しいということです。御不満は残るかと思いますが。

(前田委員)

私としてはできるだろうと思うところがありますが、全て反映できないということも一方ではあるかもしれません。ただ、今この場で私結構数を申し上げましたから、もう一度きちんと本当にできないか考えていただきたいです。というのも、私が事前に提出した意見以上のことを

今申し上げましたから。その上でできないというものがあればそれは仕方ないと思いますが、ここからは先ほどの意見と同じで、この先 2026 年度の見直しまでに何が宿題として残ったのかはきちんと明記して残していただきたいです。その上で 2026 年度の見直しまでちゃんと体制を組んでやっていただきたい。そういうことであれば、今回反映できないものが残っても致し方ないと思います。

(米林委員長)

ありがとうございます。議事録も含めてそういう記録はしっかり残していくと先ほど事務局からお話がありましたが、改めてということでしたので。改めて事務局は多分検討していただけたと思いますが、基本的には今回の原稿で行きたいという立場かと思います。

(事務局)

本当に多くの御意見をいただきありがとうございました。特に、自然公園の区域指定については、これから大きい目標に向かってやっていく上で、意義はあるのかなと感じております。現状の指定について、これまでも策定時から、大分前になるかも知れませんが見直しを経て今日に至っていると理解しています。そういう過程の中では、当然地域の市町村の方からも御意見をいただいて区域の見直しを過去にはやっていると聞いております。しっかり区域の実態も市町村の皆さんの御意見も聞きながら、現状指定されていることで当然メリットが発揮されている面もあると我々も認識しております。足りない点が出てきているのだとすれば、そういう御指摘もいただきながら今後必要に応じてしっかり対応していきたいと思っています。我々も単純に難しいと考えているわけではなく、しっかりこういう制度を使って、皆さまの御意見をいただきながら、あるべき姿を目指していきたいということは同じように考えておりますので、引き続き御支援をいただきたいと思います。

それと、今後の推進体制の中で先ほど生物多様性センターを拠点として、ということで環境科学国際センターの委員からもお話いただきましたが、我々としても拠点ができたというのは非常に大きな第一歩だと思っています。しかし、この戦略も含めて生物多様性の取組を進めていく上ではまだまだだと思っています。当然センターもさることながら、みどり自然課も一体となってしっかり推し進めていかなければいけない。そういう中で、この戦略をしっかり進めていく上でも多くの委員から御意見いただきましたが、できましたら関わっていただいた皆さまに応援団になっていただきまして、センターの方でどういう形でできるかは今まだ分かりませんが、これを進めていく上での進捗に応じてまたしっかり御意見を聞く場を設けていきたいと思っていますので、何卒委員の皆さま方には今後も実行段階に移っていく中で御支援御協力を私の方からもお願いしたいと思います。

(米林委員長)

ありがとうございます。その他ございますか。

(碓井委員)

話の流れとはまた違いますが、本編に追加していただきたい点があります。本編 23、24 ページ見開きの特定外来生物のところですが、24 ページの下の方が少し空いています。昨年 9 月に特定外来生物が 2 種追加されました。カミキリムシが 2 種。そのうちの 1 種ツヤハダゴマダラカミキリの調査を昨年夏に行ったところ県の東部が非常に厳しい状況にありました。クビアカツヤカミキリは日本のサクラが危ないということで衝撃的なキャッチコピーとともに有名になりましたが、昨年 9 月に指定されたツヤハダゴマダラカミキリはなんてことないカミキリムシですが県東部の公園の植栽木等で相当被害が出ています。この特定外来生物の指定を受けて、蓮田市や久喜市あたりのいくつかの市役所では既にそういう張り紙が現場にしていますが、

倒木あるいは落枝等の危険な状況が見えています。そういう意味では、特定外来生物クビアカツヤカミキリだけでなく本当に身近な被害があちこちにあるということでは、その空白の部分を埋める意味でも、地図なり写真なりは入れておいた方が良いのではないかと思います。昨年9月に特定外来生物に指定された2種のうちもう1種は、埼玉県では我々の調査では未確認ですが、福島県で相当被害が出ているのでいずれ埼玉にも入ってくると思います。その辺が一つ、空白部分を埋めて追加できれば良いのではないかと思います。

もう一点は、先ほども概要版の話が出ましたが、前回の会議でも発言しましたが、できれば教育現場用に例えば埼玉環境読本といった副読本のようなものが小学生版、中学生版、高校生版までできれば本当はその方が良いのではないかと思います。例えば小学校の先生とお話すると、数年前まで教科書あるいは学校の授業で英雄だったアメリカザリガニを今は駆除する。駆除すると言葉は良いですが殺しているわけです。その辺を小学生にどう伝えたら良いのか、現場の先生は非常に困っているわけで、それが現実です。そういう意味で、分かりやすい言葉で、この戦略とは言わないですが概要版的なものを学校への副読本として作ることも御検討いただきたいです。この前の土日に大学共通試験があって、生物の問題に生物多様性という言葉がどれくらい出てくるか見ると1箇所だけでした。しかも大したことない問題ですが、生物多様性というのが大学入試の共通の問題でも出てきますが、恐らく現場の先生はどんなふうに教えれば良いのか悩んでいると思います。そういう意味で、副読本的なところまで話を広げる検討をしていただければ嬉しく思います。

(米林委員長)

二点ありましたが事務局いかがでしょうか。

(事務局)

ツヤハダゴマダラカミキリについて、分布図を入れるのはちょっと紙面の関係で難しいかなと思いますが、ただ特定外来生物の本文の中にいくつか例示的に種が書いてありますので、その中に入れられないか検討したいと思います。

もう一つそれぞれの学齢に分けた伝え方についてですが、その辺は確かに小学生なら小学生向けのようなきめ細やかな対応ができればと思います。ただどこまで細かく記載するのかというのは、また検討させていただければと思います。できるだけ伝わりやすい形ではと考えておりますので御理解いただければと思います。

(片岡委員)

皆さまの御意見に被せるようですが、私の感想として。今回県民コメントを拝見して11名の方から120件いただいた中で、個人的な意見ですが非常にレベルが高いというか県民の意識がものすごく高く感じました。11名が県民総じてではないと思いますが、時々こういうところで非常に利益誘導的な意見を述べる人や生物多様性を損失させるようなコメントをあえてする人がいる場合もある中では、非常に皆さん妥当な御意見が多いという印象です。これに対して実際今回出す案がそこまで答え切れていないというのは現実だと思ひまして、皆さんの共通理解であると私は思っています。するとやはり先ほど前田委員がおっしゃったように推進体制、進行管理がもし間に合えばこの戦略の県の役割に書き込めると良いと思います。今回意見が採用されなかったりあるいは色々理由があってこのように善処しますで終わってしまった方々に対しても、最終的には今後こういう推進体制や進行管理でやっていくということが戦略の中に含まれていると今後に繋がるのかなと思います。先ほどから推進体制のことがちょっとキーワードとして出ていますので是非前向きに御検討いただければと思います。

(米林委員長)

県に対する御提案ということですがいかがでしょうか。

(事務局)

推進体制のところその部分について触れられるかどうか検討します。

(米林委員長)

ありがとうございました。その他ございますか。

(事務局)

前田委員からいただいた御意見について一点補足をさせていただきます。県民コメント意見 No. 29 に対する県の考え方とところで、「生物多様性の保全に関しては気候変動対策と異なり明確な指標は無く」と一文書いていますが、これは今の国家戦略にも記載があるような記述です。要は、気候変動対策ですと CO2 濃度というただ一つの指標により評価ができますが、生物多様性は色々な指標を以て総合的に評価する必要がありますという趣旨ですので、皆さまに議論いただいた指標を軽んじているわけではないということを補足させていただきます。

(前田委員)

それが県の考え方ということで変えませんか、ということですか。

(事務局)

いえ、まずそういう趣旨ですのでそれが伝わるようにもちろん修正はします。

(米林委員長)

では最後ですので私からも、副部長からこれに関わらずということでしたのでいくつか述べさせていただきます。

まず一点は、やはり地域区分の問題で、できるところを一つでもやればいいと私は思っていますので是非とも前向きに検討していただきたいと思います。前回開発行為を届出で把握できるというお答えがありました、自然公園法上は届出がいらぬ場合もあるはず。条例で若干の上乗せをしているようですが、それでは今のソーラーは全く止められないと思いますので、是非とも地域区分の検討を戦略の外でお願いしたいと思います。

それから県民コメント、市も含めて現場の苛立ちが非常によく伝わってきて、その現場の苛立ちの大きな部分は外来種で、県の腰が据わっていないというような意見だったと思います。ですので、例えば問題が大きくなってしまったアライグマで言えば、地域区分ができてゾーニングができたというのは大変大きな進歩ですので次の段階に進んでほしいと思います。それぞれの地域区分でどういう密度管理をするのか具体的に進めていただきたいと思います。

それからナガエツルノゲイトウに関しては、埼玉県であれば全駆除は無理としてもまだ抑え込みは可能だと思っておりますので、市を是非とも後押しするような体制で臨んでいただきたいと思っております。

次に、河川政策に関してですが、90年代の新河川法で環境配慮と住民意見の反映が盛り込まれた後、国の方はかなり経験を積んできています。荒川の三ツ又沼はその走りに近く、一番初めに専門家、市民団体を含めた委員会、協議会を作ったところ。そういう経験をシェアして県としても県が管理する河川で政策を進めていただきたいと思っております。

それから環境政策課ですが、埼玉県の戦略アセスは日本一だと色々な場所で褒められます。それは誇るべきことですが、多分もう賞味期限切れですので、戦略アセスと事業アセスの両方に生物多様性、ネイチャーポジティブの項目を調査指針の中に是非入れていただきたいです。

そうすれば具体的に何をやるかはアセス会社が頑張ってくれますので、項目だけは是非入れてほしいということをお願いします。

◎議事（２）今後のスケジュールについて

（米林委員長）

それでは次に「議題（２）今後のスケジュールについて」事務局からお願いします。

（事務局）

（資料に沿って説明）

資料２「今後のスケジュールについて」

（米林委員長）

ただいまの説明に対し、御質問御意見等はございますか。＜特になし＞

それでは一応用意していた議題は以上ですが、今回が最後の機会ということですので終了する前に皆さま方にお諮りしたいと思います。最終案の確認の方法はいかがいたしましょうか。

（星野委員）

時間的な制約等もありますし委員長と事務局が色々な形で詰めておりますので、委員長一任という形でよろしいかと思えます。

（米林委員長）

御提案ありがとうございます。よろしいでしょうか。＜異議なし＞

ではそのようにさせていただきたいと思えます。最終案の方は事務局の案に基づいて私に対応させていただきます。

以上で予定されていた議事が終了しましたので、進行を事務局へお返しいたします。

（事務局）

皆さま本当にありがとうございました。大変多くの御意見をいただき、ものすごく背中を押していただいているように感じました。なかなか大きく前進と一気にには行かないかと思えますが、少しずつでも生物多様性センター、みどり自然課、環境部がしっかり進めていきたいと思えますので、是非今後とも御支援御協力のほど改めてお願いしたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

◎閉会（司会）

委員の皆様には、長時間にわたり議論いただきありがとうございました。

先ほどございましたとおり修正後の最終案につきましては、米林委員長に御確認いただいた後委員の皆さま方に共有させていただきたいと思えますので、何卒よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして「第４回埼玉県生物多様性保全戦略改定検討委員会」を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

以 上